

改正後	現行
<p><u>いては、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p> <p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第5の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。 <u>なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。</u></p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第6の16の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u></p>	<p>(5) 療養介護サービス費 ①～⑦ (略) (新設)</p> <p>(6) 生活介護サービス費 ①～⑯ (略)</p> <p>⑰ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第6の13の2の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑱ (略) (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>⑩～㉓ (略)</p> <p>㉔ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第7の15の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第8の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて (一) (略)</p>	<p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。 <u>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</u></p> <p>⑩～㉓ (略) (新設)</p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略) (新設)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて (一) (略)</p>